

通 知 書

平成 25 年 12 月 13 日

東京都八王子市 [REDACTED]

波田地 克利 殿

東京都新宿区信濃町 21 番地 4 光城会館

創価学会東京事務局 内

通知人

創価学会東京都審査会

審査員長 宮 川 昕 也



貴殿の会員の地位に対する処分申請がありました。

貴殿に対する処分申請の要旨は次の通りです。

申請の趣旨

貴殿を創価学会から除名する。

申請の理由

貴殿は、メーリングリスト (ML) 「Y_OH_OH」に創価学会（以下当会という）の非公開機密情報を開示したことにより平成 18 年 8 月に本部職員を諭旨退職処分となった後も、

- (1) 平成 20 年 5 月ころから ML 「裏_on_i_俱楽部」において
- (2) 平成 22 年 2 月ころに開設したツイッターにおいて
- (3) 平成 24 年 4 月ころに開設したツイッター（いわゆる裏ツイッター）において
- (4) 繼続して開催している勉強会や、いわゆるオフ会において「悪の三位一体」なる造語を用いて当会の幹部を誹謗中傷し続け、学会批判記事が書かれることを知りながら虚偽の情報を外部に提供したことにより除名処分となったのにオフ会や ML 等において当会や幹部批判をしている田口伸明を通じて外部に虚偽の情報を提供し、当会幹部批判や供養の不正処理で住職罷免となった宮川雄法を擁護して当会を批判し、それら批判行為を「八重の相対」なる独自の理論を創作して正当化するなどしている。これら貴殿の言動に感化される会員も出てきている。

貴殿の上記各行為は、創価学会会員規程 7 条 1 項 2 号の「この会の秩序を乱す行為」、同項 4 号の「会員としてふさわしくない行為で、この会もしく

は会員の名譽をきずつけ、またはこの会もしくは会員に迷惑を及ぼす行為」に該当する。

上記の「申請の理由」について、貴殿から事情を伺いますので、下記日時に出頭してください。

また、下記日時に出頭することができない場合には、貴殿の主張を記載した書面を下記期日までに当審査会に到達するよう提出してください。

なお、下記期日に出頭されない場合、及び下記期日までに書面の提出がない場合には、そのことを前提として貴殿に対する処分の可否について審理することとなりますので、ご承知おきください。

記

日 時 平成25年12月21日（土） 午後2時～午後3時

場 所 東京都新宿区信濃町21番地4 光城会館内

東京事務局地下会議室

以 上